

第2回甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習の開催について

消防法第8条に定める防火管理者の資格を取得するための講習を次のとおり開催します。

- 《日 時》 令和5年3月2日(木) 9時～16時(甲種新規・乙種共通)
3日(金) 9時～16時(甲種新規のみ)
※甲種新規は2日間の受講となります。
- 《会 場》 大和総合運動公園 大会議室(光市大字岩田849番地)
- 《対 象 者》 防火管理者を選任しなければならない防火対象物に勤務し、防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な立場にある人等
- 《定 員》 50人
- 《受 講 料》 3,800円(テキスト代)
※講習初日の受付時に徴収します。お釣りのないよう準備してください。
- 《申込方法》 電話等による事前予約後、申込みに必要な書類等を申込先まで送付してください。
(事前予約の連絡先: 消防本部予防課 0833-74-5602)

◇申込みに必要な書類等◇

受講申込書

光地区消防組合のホームページ(<https://119.city.hikari.lg.jp>)からダウンロードできますので、A4サイズの白紙に印刷してください。

受講票返信用封筒

受講票の受取りに必要な住所及び氏名を明記し、84円切手を貼り付けてください。

写真1枚

- 6か月以内に撮影したもので、縦4cm、横3cmの大きさ
- 正面からの上三分身像で、顔がはっきり分かり、無帽、無背景
- 裏面に氏名を記入

講習科目の一部免除に係る免状等の写し

該当する人のみ

- 《申 込 先》 〒743-0011
光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部予防課
- 《申込期間》 令和5年1月23日(月)～2月10日(金) 必着
※期間内であっても定員に達した場合は、申込みを締め切ります。
- 《受 講 票》 受講申込書を受理した後、受講票を返送します。2月23日(木)までに受講票が到着しない場合は、消防本部予防課まで連絡してください。

《講習科目の一部免除》

次のいずれかの資格を有する人は、講習科目の一部（防火管理の意義と制度（甲種新規～おおむね2時間、乙種～おおむね1時間））について免除を受けることができます。

免除を受けようとする人は、受講申込書と併せて当該資格に係る免状又は修了証の写しを送付してください。

資格1 消防設備点検資格者

資格2 自衛消防業務講習修了者

《講習当日の留意事項》

- 受付時に受講票及び事前チェックシート（受講票の返送に併せて送付）を提示し、受講料をお支払いください。（お釣りのないようお願いします。）
- 各講習とも全課程修了日に修了証を交付します。原則として、遅刻又は早退等により全課程を修了できなかった場合、修了証は交付できません。
- 筆記用具は各自で準備してください。
- 甲種新規の2日目は実技講習（消火器等の取扱い）がありますので、動きやすい服装・靴で受講してください。
- 昼食の斡旋はありませんので、各自で準備してください。
- 当日欠席する場合は、早めに連絡してください。

※重要※ 受講者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染防止対策を講じた上で講習を開催します。受講に際しては、次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

- 1 発熱、咳、のどの痛み等の風邪症状や新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触がある場合等、事前チェックシートの項目で1つでも該当がある場合は、受講を見合わせるようにしてください。
- 2 受付時に非接触型体温計での検温を行います。（検温の結果、発熱がある場合は受講を見合わせていただきます。）
- 3 来場時や休憩時には備付けのアルコール消毒液で小まめに手指を消毒してください。
- 4 講習会場ではマスクを必ず着用してください。
- 5 定期的に室内の換気を行いますので、防寒対策が必要な人は各自で準備してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず講習の開催を中止する場合は、本消防組合のホームページに掲載するとともに、受講者へ個別に連絡します。

《問合せ先》〒743-0011

光市光井六丁目16番1号

光地区消防組合消防本部予防課

TEL 0833-74-5602

